

学校施設再編に関する住民説明会資料 正誤表について

令和4年12月9日

箇所(ページ番号等)	正	誤
4 ページ 小学校【中間北小学校・中間西小学校敷地】 中学校【中間中学校敷地】	●新中学校の敷地(中間中学校)を造成する場合は、開発行為について県と協議が必要。	●新中学校の敷地(中間中学校)及び新小学校の敷地(中間北小学校)を造成する場合は、開発行為について県と協議が必要。
5 ページ 小学校【底井野小・中間西小・中間北小学校敷地】 中学校【中間中学校敷地】	●新中学校敷地(中間中学校)、新小学校敷地(底井野小学校)を造成する場合は、開発行為について県と協議が必要。	●新中学校敷地(中間中学校)、新小学校敷地(底井野小学校、 <u>中間北小学校</u> )を造成する場合は、開発行為について県と協議が必要。
5 ページ 小学校【中間中・中間西小・中間北小学校敷地】 中学校【コミュニティ広場敷地】	●新小学校敷地(中間中学校)を造成する場合は、開発行為について県と協議が必要。	●新小学校敷地(中間中学校、 <u>中間北小学校</u> )を造成する場合は、開発行為について県と協議が必要。
7 ページ 小学校【中間北小・中間西小学校敷地】 中学校【中間中・中間南中学校敷地】	●中間中学校敷地を造成する場合は、開発行為について県と協議が必要。	●中間中学校敷地及び <u>中間北小学校敷地</u> を造成する場合は、開発行為について県と協議が必要。
8 ページ 小学校【底井野小・中間西小・中間北小学校敷地】 中学校【中間中・中間南中学校敷地】	●中間中学校、底井野小学校敷地を造成する場合は、開発行為について県と協議が必要。	●中間中学校、底井野小学校、 <u>中間北小学校敷地</u> を造成する場合は、開発行為について県と協議が必要。
8 ページ 小学校【底井野小・中間西小・中間北小学校敷地】 中学校【中間中・コミュニティ広場敷地】	●中間中学校、底井野小学校敷地を造成する場合は、開発行為について県と協議が必要。	●中間中学校、底井野小学校、 <u>中間北小学校敷地</u> を造成する場合は、開発行為について県と協議が必要。